

第45回憲法を記念する市民のつどい

第1部 講演会 90分

ジェンダー後進国日本の現在地～地域から何が変わえられるか

男女平等がどこまで達成できているかを測るジェンダーギャップ指数で、日本はこの数年、120位前後と低迷し、先進国では圧倒的に「ジェンダー後進国」です。大きな要因は、政治・経済分野の意思決定層における女性の少なさ。なぜ議員や首長、企業経営者や管理職などに女性は少ないのか。日本の女の子たちの学力は世界的に見てもトップレベルです。その能力が生かされていない背景には何があるのでしょうか。この講演では、男女格差を生み出している社会の構造についてお話しします。



講師 ^{はまだ} ^{けいこ}
浜田 敬子さん(ジャーナリスト)

1989年に朝日新聞社に入社。99年からAERA編集部。副編集長などを経て、2014年からAERA編集長。2017年3月末に朝日新聞社を退社後、世界12カ国で展開する経済オンラインメディアBusiness Insiderの日本版を統括編集長として立ち上げる。2020年末に退任し、フリーランスのジャーナリストに。労働問題やジェンダーに関するテーマを中心に取材。2022年8月～2025年10月までリクルートワークス研究所が発行する『Works』編集長を務める。2022年8月に一般社団法人デジタル・ジャーナリスト育成機構を設立。2022年度ソーシャルジャーナリスト賞受賞。2023年10月からBリーグ理事も務める。
「羽鳥慎一モーニングショー」「サンデーモーニング」「ニュースランナー」のコメンテーターや、ダイバーシティなどについての講演多数。著書に『働く女子と罪悪感』『男性中心企業の終焉』『いいね！ボタンを押す前に』(共著)。

第2部 上映会 74分

『映像の世紀 第11集 JAPAN』(2015年)

明治末期から昭和20年代末までの日本の歩みを、日露戦争から戦後復興に至る歴史を紐解きながら、世界各国のカメラマンが記録した映像で辿るドキュメンタリーです。

プログラム

12:30	開場
	第1部開演
	■ 主催者あいさつ
13:00	■ 市立第五中学校生徒の皆さんによる朗読 (日本国憲法前文、三鷹市自治基本条例前文)
	■ 浜田敬子さん講演会
14:50	第1部終演・休憩
	第2部開演
15:00	上映会『映像の世紀 第11集 JAPAN』
16:15	第2部終演

場所 **三鷹市公会堂「光のホール」**



- ▶ 三鷹駅南口(⑦番乗り場)から仙川行き又は晃華学園東行きバスに乗り、三鷹市役所前下車(所要時間約10分)
- ▶ 吉祥寺駅公園口(③、④番等乗り場)から武蔵境駅南口行き又は調布駅北口行きバスに乗り、三鷹市役所前下車(所要時間約15分)

日本国憲法

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

令和8年
5月9日 土曜日

12:30開場 13:00開演

定員 **700名(先着順)**

入場無料 / 手話通訳・要約筆記・保育付

保育

保育(1歳～未就学児、定員3人程度、無料、先着順)をご希望の方は、4月28日(火)までに、下記の問い合わせ先へお申し込みください。

主催

三鷹市・三鷹市教育委員会・
憲法を記念する三鷹市民の会

問い合わせ

三鷹市企画部平和人権課
TEL ▶ 0422-29-9032
FAX ▶ 0422-76-2490
E-mail ▶ heiwa-jinken@city.mitaka.lg.jp

日本国憲法（前文）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

三鷹市自治基本条例（前文）

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならぬ。

市民にとつて最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。



三鷹市平和推進条例（前文）

（平成4年3月27日 条例第15号）

私たち三鷹市民は、地球上から恐怖や欠乏を追放し、地球環境の保全に努め、すべての人々がひとしく基本的人権を享有することによって、安全で健やかに心ゆたかに生きられるよう、恒久平和の実現に努めます。

私たちは、平和を愛する心の輪を世界に広げ、人々が共に生き、手をつなぎ、助け合う社会を築くため、草の根の広がりのある平和を進めます。

私たちは、日本国憲法を遵守するとともに、世界連邦都市宣言、三鷹市民憲章および三鷹市非核都市宣言の趣旨を踏まえ、平和の実現に努力していく決意をここに明らかにします。